

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3の原処分を取り消すことを求め、原処分によって変更された月に遡って加給年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定に基づく老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の受給権の発生及び失権の経緯を経て、65歳に達したことにより、平成〇年〇月〇日以後は、同法第42条の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)及び国民年金法第26条の規定による老齢基礎年金を受給していた。請求人の老齢厚生年金には、厚年法第44条の規定による配偶者(当時はG、離婚後はG)に係る加給年金額が加算されていた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日に離婚したことから、同〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aは加給年金額の対象者に該当しなくなったとして、「加算額・加給年金額 対象者不該当届」を提出した。
- 3 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、「年金に加算されていた加給年金額または加算額の対象者との生計維持関係がなくなったこと・・・により、年金額を変更しました。」として、老齢厚生年金の支給額を、平成〇年〇月に遡って加給年金額を加算しない額に変更する処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、〇〇

厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。請求人が主張する不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

- 5 厚年法第44条第1項は、老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。)の額は、受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。)があるときは、第43条に定める額に加給年金額を加算した額とする旨規定している。また、同条第4項は、「第1項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至った月の翌日から、年金の額を改定する。」と規定し、次の各号の定めとして、同項3号に「配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき。」と規定している。
- 6 本件の場合、請求人は、請求人の老齢厚生年金について、配偶者に係る加給年金額が加算されていないこと、すなわち、平成〇年〇月〇日に離婚したことにより加算しないこととされたことを不服としているのである。しかし、配偶者を対象とする加給年金額についての厚年法の規定は上記のとおりであり、原処分は、上記法規定に則ったものといえるから、それにもかかわらず、請求人の上記主張を理由があるものとして採用できるかが問題となる。

第3 当審査会の判断

- 1 一件記録によると次の各事実が認められる。
 - (1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に父B、母Cの長男として出生し、昭和〇年〇月〇日D(以下「D」という。)と婚姻した。2人の間には長男E(昭和〇年〇月〇日生)及び次男F(昭和

〇年〇月〇日生) が生まれたが、平成〇年〇月〇日、請求人は、Dと協議離婚した。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、G(以下「G」という。)と婚姻したが、同〇年〇月〇日、Gと協議離婚した(以下、この離婚を「本件離婚」という。)

2 原処分に関する請求人の主張についての判断上記第2の1から3までの事実によると、請求人は、平成〇年〇月〇日に65歳に達した者で、同日を受給権発生の日とする老齢厚生年金を受給していたところ、その当時、請求人には、加給年金額加算の対象者である配偶者としてA(平成〇年〇月〇日婚姻)がいたこと、厚生労働大臣(注:平成21年12月31日までは社会保険庁長官。以下同じ。)は、請求人が平成〇年〇月〇日(受付)に提出した「老齢厚生年金加給年金額加算開始事由該当届」を審査して、Aにつき、請求人に加給年金額を加算したが、平成〇年〇月〇日に本件離婚をしたことにより平成〇年〇月から支給額を変更する原処分をしたことが認められる。そして、請求人とAが、平成〇年〇月〇日に本件離婚をしたことは、上記1に認定のとおりである。そうすると、請求人は、厚年法第44条第4項第3号が加給年金額を加算しない事由として規定する「配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき。」に該当するに至ったものと認められるから、原処分は、適法かつ妥当というべきである。

請求人は、「請求人とAは、平成〇年〇月より現在に至るまでの間、現住所にて起居及び生計を一にしつづけており、実態としての夫婦関係が何の変化もなく維持されている。」として、離婚は戸籍上のみの離婚であり、事実上婚姻関係は継続している旨主張する。また、請求人は、〇〇高速道路団を退職後は、グループ会社の組織変更や人事権を有する役員にある一方、Aは、a社の代表取締役であり、同社の業務内容は請求人の職務権限と密接に関連しているため、公私混

同であるとか、発注権限の濫用であるとか、同社は請求人の影響力で受注しているなどという誹謗中傷・恫喝されることがあり、商業登記簿簿本の「H」名義をなくさなければ誹謗中傷・恫喝は続く判断したため、HがAになるための方便として本件離婚をした旨主張するので検討する。協議離婚は、当事者の意思に基づいて婚姻関係を解消する制度であり、創設的身分行為であって、民法は、協議離婚について、届出の方式を要求しており(民法第764条、第739条)、協議離婚がこのように要式行為とされたのは、協議離婚によって当事者の夫婦たる身分が消滅し、その結果、身分法・財産法関係に各種の影響を与えるため、これを一般に公示する必要があるからである。そして、協議離婚は、当事者の離婚意思の合致と離婚届により成立するのであるところ、離婚届は、一般に身分関係上重大な効果を招来するものとして認識されており、それ相応の方式も要求されているものであるから、離婚届を提出するという行為が、お互いの意思に基づいて行われた以上、引き続き離婚前と実体的に何ら変わらない状態であっても、これを厚年法第44条第4項第3号にいう離婚に該当しないものとして取り扱うことはできないものというべきである。また、本件離婚が請求人主張の方便のためにした離婚であったとしても、所期の目的であるAの「A」姓への復氏は離婚によって初めて生ずる効果であるから(民法第767条第1項)、請求人とGが提出した離婚届が法律上の婚姻関係を解消する両者の意思の合致に基づいてされたものといわざるを得ず、請求人とAに離婚の意思が全くなかったとまではいえないから、本件離婚を上記方便の所以をもって無効とすることができないことは当然である(最高裁判所昭和37年(オ)第203号同38年11月28日第一小法廷判決・民集17巻11号1469頁参照)。なお、請求人は、本件離婚後もAと事実上婚姻関係と同様の事情があり

生計維持関係もあるから、厚年法第3条第2項により、引き続きAを配偶者と認めるべきであるとも主張するが、Aは、請求人の法律上の配偶者であることを理由として加給年金額加算の対象者とされていたものであるところ、本件離婚によりその身分上の地位を喪失したことにより、原処分がなされたのであり、請求人が厚年法第3条第2項所定の配偶者には該当しないとして原処分がなされたわけではないから、上記主張は採用の限りではない。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、原処分は適法かつ妥当であり、請求人の再審査請求は理由がないから、いずれもこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。